

随意契約理由書

1 業 務 名	橋梁構造物の劣化・損傷の進展予測に関する技術検討及びその他業務
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速 先進技術研究所
3	

本業務は、維持管理・更新等のライフサイクルコストの算定及び推計、新技術を活用した効果的な点検の実施に向けて、既往の技術審議会の審議内容を踏まえ、阪神高速道路の橋梁構造物で多く発生している劣化・損傷の進展予測に関する技術検討等を行うものである。

本業務を行うにあたって、

- ① 阪神高速道路の橋梁構造物の特性や技術基準を熟知している
- ② 点検、維持管理等に関する高度で最新の技術や専門的知見に精通している
- ③ 阪神高速道路の抱える技術的課題に取り組んだ経験のある学識経験者との連携体制や組織運営の実績を有することが求められる。

一般財団法人 阪神高速先進技術研究所は、

- ① 阪神高速の橋梁マネジメントシステム（H-BMS）を用いた維持管理、更新等に関する技術検討等を実施する等、当社の管理する橋梁の状況や課題を把握している。加えて、「阪神高速道路の技術基準に関連する教唆研究業務及び審査業務」等の技術検討業務を複数回受注し、当社の設計基準の改訂に関する研究・技術審査に携わった経験がある
- ② 「点検対象部材の決定方法」や「橋梁鋼床版の補強鋼造、及び橋梁鋼床版の補強方法」等の特許を保有する等、点検及び維持管理に関する高度かつ最新の技術に精通し、当分野の専門的知見を有している。また、土木構造物の点検及び診断業務に従事する技術者を対象とした講習会、資格試験を行う等、点検及び維持管理に関する専門的な知見を有している
- ③ 当社の技術審議会の運営に関する業務実績があり、同審議会の委員等の経験がある学識経験者が参加する技術委員会を自ら組織している

等の理由により、本業務を実施するために必要となる要件を全て備えている。

本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務は当該研究所を契約の相手方として選定する。

また、一般財団法人阪神高速先進技術研究所を選定し、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規程により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約する。

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。